

文教福祉常任委員会・総務常任委員会
連合審査会会議録

令和3年12月2日

寒川町議会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員、茂内委員、青木委員、柳下委員、吉田委員、黒沢委員、
佐藤（一）議長

説明者 内田教育次長、高橋教育政策課長、山口副主幹、野崎総務部長、伊藤総務課長、
高木専任主幹（兼）寒川文書館長

案 件

（付託議案）

1. 議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について

午前11時06分 開会

【岸本委員長】 ただいまより文教福祉常任委員会・総務常任委員会連合審査会を開催いたします。

この連合審査会は、議案67号について、その内容が総務常任委員会の所管事項にも関係するため、会議規則第65条の規定により、総務常任委員会との連合審査を行うものであります。議案は文教福祉常任委員会に付託されておりますので、この連合審査会での審査は質疑までとし、討論、採決については、文教福祉常任委員会で行うものとなります。

また、連合審査会は、本議案が付託されております文教福祉常任委員会の委員長である私が主宰させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議事に入りますが、議案の内容につきましては、先日の本会議場での提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑してまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について説明を求めます。
内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、連合審査ということで開催いただきまして、誠にありがとうございます。議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定についてでございますが、平成29年4月より5年間、TRC相鉄企業体を指定管理者として、寒川総合図書館は管理運営を、寒川文書館は維持管理を指定管理委託しておりますが、その期限が来年3月末で終了いたしますので、令和4年4月から5年間の指定管理委託を改めて行うために付議したものでございます。説明につきましては、高橋教育政策課長から一括して行い、質疑におきましては、出席しております各課担当の職員も合わせて対応させていただきます。

その前に、タブレット資料04-4 参考資料3 図書館指定管理者申請書中、主に事業計画の部分に黒塗りがございます。これは、写真や図表などの意匠に関わるものと当該団体の経営上の理念や不断の努力の下に築き上げた独自のノウハウ等が内容として含まれており、これを公開することで当該団体の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、寒川町情報公開条例第5条第2号の規定に準拠し、指定管理者候補者の判断に基づき黒塗りとなっております。

教育政策課の中でも議論がありましたが、公募で行った案件でもあり、事業計画の詳細は、事業者にとって競争相手になる他社には知られたくない情報である部分は理解できますので、公開する資料といたしましては、指定管理者候補者の判断を尊重して黒塗りで提出させていただきました。また、指定管理者選定委員会においては、各委員が詳細な事業計画をご覧になった上でプレゼンテーションを行い、この後説明がありますが、審査項目に基づき審査いただいた結果でございますので、その点はご了解いただきたいと思います。

それでは、高橋教育政策課長より説明させます。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。資料でございますが、まず、タブレット資料01-1につきましては、議案でございます。私からの詳細のご説明につきましては、主に資料01-2から01-4により申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、指定管理者候補者の選定に至るまでの経緯をご説明いたします。今回の選定につきましては、本年9月1日から募集要項等の配布と募集を開始し、9月27日には3社の参加の下、説明会及び現地見学会を実施いたしました。その後10月13、14日の2日間を申請書等の提出期間といたしまして、10月28日に開催されました指定管理者選定委員会において申請のあった1団体からのプレゼンテーションを受けた後に、寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準に基づき審査を実施し、TRC相鉄企業体が選定され、その審査結果についての答申が教育委員会に対しございました。その後11月1日開催の教育委員会臨時会及び11月16日開催の庁議を経て、TRC相鉄企業体を指定管理者候補者として現在に至っております。

続きまして、資料01-2 図書館指定管理者候補者選定結果の概要の1ページをご覧ください。上から順番に対象の施設、審査実施日等、申請団体数、審査方法、選定結果、そして指定管理者候補者としてTRC相鉄企業体が示されております。

2ページをご覧ください。寒川町指定管理者選定委員会における審査の結果についてということで、選定委員会から教育委員会への答申書でございます。

3ページをご覧ください。指定管理者候補者選定に係る審査の結果でございます。審査項目は、大きく8項目に分け、全項目数としては29項目に分かれておりました、各項目5点満点のところ3点を標準点とし、重要な項目については倍率2倍の10点満点として設定いたしました。満点が選定委員1人当たり220点でございます。

審査結果でございますが、8人の委員で採点いたしましたところ、1,760点満点中総得点が満点の72.3%である1,273点でありまして、満点の6割として設定した標準点である1,056点を上回ったことか

ら、指定管理者候補者として選定されたものでございます。

続いて、資料01-3 図書館指定管理者募集要項等をお開きください。1ページから9ページにつきましては、寒川総合図書館、寒川文書館の指定管理者募集要項でありまして、10ページから32ページが指定管理者業務仕様書となっております。こちらは、指定管理者を募集するに当たりまして、施設の設置目的をはじめ施設の概要や利用状況、管理業務の内容や経費、リスク分担や申請手の流れなどを示したもので、9月1日から10月14日までの期間において町ホームページ等で周知したものでございます。

続いて、資料01-4 図書館指定管理者申請書類をお開きください。1ページにつきましては、TRC 相鉄企業体から提出がございました指定管理者指定申請書のかがみ文でございます。次ページには、共同事業体、構成団体の内訳が記されておりました、3ページからは、共同事業である株式会社図書館流通センターと相鉄企業株式会社間の指定管理業務に関する協定書が添付されておりました、目的や名称、企業体の構成員や代表企業、担当業務、損失に関する事項等、共同事業体として指定管理を進めるに当たり必要となる事項に関する協定が締結されております。

続きまして、7ページをご覧ください。法人等の概要でございます。現在も指定管理者であることから、既にご承知の点があると存じますので、抜粋してのご説明とさせていただきます。

まず、株式会社図書館流通センターでございますが、本店を東京都文京区大塚に構え、代表者は、細川博史代表取締役、設立は、昭和54年12月20日で、主な業務内容は、指定管理者制度による図書館運営のほか、公共図書館、学校図書館を中心とした図書館運営業務の受託や図書館用書籍の販売等に取り組んでおり、主な実績といたしまして、県内では、大和市、海老名市、相模原市、秦野市、厚木市の各市立図書館などをはじめ、全国における実績といたしましては、196自治体543施設の指定管理や業務委託の受注などの実績がございます。

次ページ以降は、会社概要、沿革、類似施設の実績一覧でございます。業務内容の詳細につきましては、19ページから26ページまで掲載されておりますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。

続いて、27ページをご覧ください。続きまして、相鉄企業株式会社でございます。本店を横浜市西区北幸に構え、代表者は、代表取締役である佐武 宏氏、設立は、昭和36年11月1日で、主な業務内容は、ビルメンテナンス業や設備工事業、指定管理業務などに取り組んでおり、県内では、海老名市立図書館や文化会館、藤沢市公民館・労働会館等複合施設Fプレイス、大和市勤労福祉会館のほか横浜市の区民センターなどでの実績がございます。

また、28ページから31ページには、指定管理実績の一覧が、32ページから39ページには、業務内容の詳細が掲載されておりますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。

40ページ以降の履歴事項全部証明書につきましては、申請書提出時のものとなります。

続きまして、61ページからの事業計画書をご覧ください。事業計画書につきましては、指定管理に当たっての申請者としての独自の考え方やノウハウが記載されているため、黒塗り箇所も多く、ご理解いただきにくい部分もあろうかと存じますので、先ほど資料01-2の3ページでご覧いただきました指定管理者の候補者選定に係る審査結果に記載されております審査項目のうち、倍率を2倍にした項目につきまして事業計画書で対応するページをお示しさせていただきます。ご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、大項目の1といたしまして、事業計画の内容が当該施設の設置目的を効果的に達成できることの1点目、当該施設の目的を適切に理解できているかにつきましては、事業計画書では61ページから62ページが該当しております。公立図書館が法体系の中で公の施設、社会教育施設として位置づけられている点や、町の図書館運営に関する基本的な考え方や図書館運営の4本柱をよく理解した上で、指定管理者としての設置目的に対する認識が示されております。

次に、2点目の当該施設の管理運営に適切な取組方針が示されているかについては、計画書では72ページから79ページにおいて、町が示した図書館運営に関する基本的な考え方や図書館運営の4本柱について、指定管理者として取り組む業務内容が具体的に示されております。

3点目のサービスの向上に意欲的に取り組む姿勢があるかについては、事業計画書では92ページから94ページにおいて、利用者へのサービス向上に資する取組として、利用者満足度やニーズの把握及び反映方法について具体的に示されております。

続いて、大項目の2、管理運営経費の縮減等が図られる事業計画であることの2点目になりますけども、自らの努力により管理運営経費縮減が図られているかにつきましては、事業計画書では67ページにおきまして、スーパーバイザーによる適切な維持管理業務経験の検証が、また、69ページでは予防保全の考え方や計画的な修繕業務による安全安心の担保の考え方が示されております。

続いて、大項目の3番になりますけども、管理運営を安定して行う能力を有していることの1点目、当該施設に関する専門知識を有しているか、また人材を確保しているかにつきましては、事業計画書では96ページにおいて、現在の勤務者による体制や人材確保状況が示されてございます。

2点目の住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているかについては、事業計画書では92ページから94ページにおいて、利用者へのサービス向上に資する取組として、利用者満足度やニーズの把握及び反映方法について具体的に示されております。

3点目の緊急時の体制及び対策は適切に計画されているかについては、事業計画書では119ページから124ページにおいて、地震、台風、大雨、強風、積雪等の自然災害及び設備事故、盗難等の人的事故に対する安全確保について、その予防策や発生時及び事後の対応などがマニュアルを基本に対応する旨が具体的に示されております。

続いて、大項目では5番目になりますけども、地域の活性化につながるものであることの1点目といたしまして、当該分野において地域の核となる施設を目指す事業計画となっているかについては、事業計画書128ページから130ページにおいて、地域、学校、企業との連携を重視し、そのための考え方や具体的な取組内容が示されております。

続きまして、大項目の6番目といたしまして、利用者の平等で安心安全な利用を確保できるものであることの1点目になりますけども、常に利用者の立場になって管理運営ができるかにつきましては、事業計画書では82ページから83ページにおいて、図書館は異なる利用要求を持った不特定多数の方が利用する公共施設であることから、障害のある方や高齢者、ベビーカーを使用した小さなお子様連れの方や日本語が不自由な方など、施設の利用に当たって特別な配慮が必要な方々への取組内容が示されております。

2点目の利用者への説明責任を果たすことができるかについては、計画書では118ページにおいて、

町の公共施設として町民の知る権利を尊重し、施設の運営について町民への説明責任を全うすることが重要であるという認識等が示されております。

続いて、大項目の7といたしまして、施設の特性に沿った内容であることの1点目、図書館奉仕の考え方を町民、特に子どもの読書活動の普及に十分かについては、計画書では79ページのほか85ページから88ページにおいて、子どもの読書を育む取組や乳幼児、児童及びヤングアダルトということで、主に10代を対象とした取組内容が示されております。

2点目の図書館利用促進の考え方は具体的に実現可能な提案かについては、事業計画書では112ページにおいて、指定管理期間5年間における総合図書館及び分室の利用人数予測と、その裏づけとなる具体的な考え方が示されております。

最後になりますけれども、大項目の8として、実績や経験などの1点目として、同様類似の業務の実績を有しており、成果を上げているかにつきましては、先ほどご説明申し上げました事業者概要の際の業務実績となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が、このたびの指定管理者の指定に関するご説明となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。
山田委員。

【山田委員】 まず、この資料なんですけど、あまりにも黒塗りが多過ぎて、中身が全然分かりません。審査会の中だけでも公開すべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。それと、質問として1回しかできないので、今言っちゃいますけど、雇用の関係で、町内に在住の方というのはどれくらい雇用されているか、全体の中でどれくらいの比率になっているかというのを確認します。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 2点いただきましたので、順番にお答えさせていただきたいと思います。まず、指定管理者候補者から提出された申請書について、ご覧いただいたとおり、かなりの部分が黒塗りという点でございますけれども、冒頭で教育次長も申し上げたとおり、指定管理者候補者から提出された書類につきましては、当該団体の経営上の理念ですとか、不断の努力の下に築き上げた独自のノウハウ等が含まれておまして、これが公開されることによって、競争上の地位ですとか、その他正当な利益を害するおそれがあるということから、町の情報公開条例に準拠して黒塗りとしているということでございます。この点については、我々も、募集要項作成時に申請書類の公開、非公開の取扱いについては、検討したところでございますけれども、仮に申請書類を完全に公開するとした場合、懸念されることがございまして、何かと申しますと、今回寒川町の応募を検討していただいた団体等が、完全に公開されてしまうということで企業ノウハウ等がオープンになってしまう、そういったノウハウ等を守る観点から本町への指定管理者の応募を見送ってしまうといった懸念ですとか、その結果として最悪の場合には、いずれの団体からもご応募いただけないというリスクがあるという点を今回は考えまして、この候補者から提出された書類について公開する場合には、これまでどおり、条例に準拠して黒塗り対応とすることとさせていただいたところでございます。ただ、今回このように判断したところでございますけれども、黒塗りの問題については、以前から課題となっておりますので、他自治体でのやり方等も研究させてい

ただいて、また、いろいろな事業者の考え方なども聞かせていただきながら、次回に向けて検討してまいりたいと思っております。

それから町内の雇用のニーズの関係でございますけども、現在スタッフ28名が全員でおりますけども、そのうち22名の方が町内の方でございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 今、課長から説明がありましたけど、黒塗りの件ですね。企業のノウハウがあるということですけど、実際公の施設を管理してもらうわけで、全ての方が情報共有しなきゃいけない問題だと思います。先ほども説明がありましたけど、住民の知る権利というものがあります。これに関しては、しっかりとやらなければ、この場所では審査できないと、それと先ほど言いましたけども、競合の会社があるということがありますが、これは公の施設ということがあり、それだったら直営にすれば全てがオープンになります。それを申し上げておきたいと思います。それと28名中22名が町内の方の雇用ということですけど、これはもともと直営のときも町内の方を雇用されたということがあります。本来税金を使ってやるわけですから、町内でもらったお金を循環させるというのが目的なわけですから、それはしっかりしていただきたいと思います。取りあえず以上でいいです。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 黒塗りの関係については、先ほど申したとおり、議会での審査といった点では、やはり課題があると思っておりますので、この点については、継続的に課題として検討してまいりたいと思っております。

それから、2点目の町内の方の雇用については、この候補者からも、積極的に新規の雇用についても町内の方を優先していくという考え方が示されておりますし、現在勤務していただいている方の継続雇用を基本とするということでございますので、その点についてはしっかり我々としても見てまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 言い忘れたことがありましたが、前回5年前に指定管理者の導入を進めたときにも、目的として行政改革というものも目的であったと思うんですけど、その中で、実際のところ指定管理者が本当に図書館、公民館も指定管理がなじむのかという懸念があって、それで附帯決議もつけて通したということもあったと思うんですけど、それについて町の見解はどうでしょうか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 今ご指摘いただいた附帯決議において、単に第6次寒川行政改革プランの達成ということを目的にするのではなくて、そもそも住民サービスの向上のために指定管理者制度を導入するんだということでございまして、当然我々もそのように考えております。ということで、単に行政改革の名の下に合理化を図るということで導入した制度ではありませんので、住民サービスをいかに向上させていくかということに主眼を置いた場合に、民間にお任せできることについてはお任せするといった点でやっておりますので、その点については、引き続きそれを肝に銘じながら、社会教育施設が担

うべき役割を踏まえてやっていきたいと思っております。総合図書館もそういった観点でこれまで取り組んでまいりまして、町民の皆様からは一定の評価をいただいていると思っておりますので、今後もそのような形で継続していきたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳下委員。

【柳下委員】 審査項目というのは誰が決めているのでしょうかということと、この項目を審査するに当たって、その資料はどのような資料を基に審査が行われたのか、ずっと事業内容が黒塗りだったので、それを見ずして、この審査をどうやって審査員の方は判断なされたのかということについてお伺いしたいんですが、それと、審査委員さんのメンバーって何人で、どういう方が審査なさったのか、その点についてご説明いただけますか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 まず、審査項目ですけれども、こちらは町の指定管理の手続に関する規則において、標準的な審査項目が示されております。それを基に各施設の特性に応じて項目を若干付け足したり、一部変えているということで、作っております。

それから2点目の選定委員会において、こういったものを見て審査したのかということでございますけれども、選定委員会においては、今見ていただいた申請書類等については、全て黒塗りにせず、出されたまま事業計画書ですとか、収支の計画書ですとか、財務諸表ですとか、そういったこちらが求めた書類に基づいて、会議そのものはそういう意味で非公開で行われておりますけれども、そういった書類に基づいて審査をしていただいたという形になります。

それから、3点目の選定委員会のメンバーの関係でございますけれども、今回総合図書館、寒川文書館については、公募という形で行いましたので、その際はメンバーといたしましては、まず委員長である副町長、副委員長である総務部長のほか学識経験者の方ということで、分野で申し上げますと企業経営に識見を有する方ということで、具体的には公認会計士の方と社会保険労務士の方、それから行政運営に識見を有する方ということでは、公共経営を専門とする大学教授の方、また町のまちづくり推進会議から出していただいた方が学識経験者4名になります。そのほか企画部長及び施設の所管部長ということで教育次長の8名というメンバー構成で審査をしていただいたということになります。

以上です。

【岸本委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 項目については、新たな項目が付け加えられたり削られたりということが、今年度の項目の選定に当たって新たなものというのは、どういうものがここに含まれているのでしょうか、時代を見据えて。それともう一つ、審査するに当たって求めた資料というのは、ここに黒塗りになったものも全部求めたのかということです。つまり、ここにある黒塗りの資料が全部選定委員さんの目に入っているのか、黒塗りも全部見ての審査が行われたのかどうかという点についてお伺いいたします。

それと、あと3点目の公募で充て職もあると思うんですけど、この審査の項目の中で住民ニーズとか、利用者ニーズとかということであれば、当然私とすると、協働のまちづくりだから、図書館利用者

が、利用者している人もいるけれども、違ったあれで選定委員の中に入ってしかるべきだと思うんですが、今ご説明していただいた中には、まちづくり推進会議からということでしたけど、頻繁に図書館を利用する人が一番私は現場の声とか課題とか、解決策とかをご存じだと思うんですけど、その点についての変更というものは、できるものであれば変更したほうが、より図書館活動の充実につながるのではないかと考えますが、町のご見解はいかがでしょう。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 まず、審査項目でございますけども、前回から新たに入れたというものは実際にはないといえますか、若干表現を変えたりしましたけど、あと強いて言えば、新型コロナウイルス感染症対策としての提案がどのように出されているかといった点については、新たに追加した項目になりますけども、その他の項目については、前回約5年前の審査項目と大きく変えたところはないという状況でございます。

それから、2点目の今黒塗り状態で見いただいている事業計画書の関係でございますけども、こちらについては、選定委員会での審査に当たっては、事業計画書という形で審査の資料の中に含まれておりまして、ただ、それは会議が非公開という形で行いましたので、黒塗りにはしていないものを見ただいたということになります。

それから、選定委員の中に総合図書館ですとか、文書館のご利用者の方を入れたらどうかといった点についてなんですけども、そういう考え方も当然あると思いますけども、ある意味直接的にご利用されているということで、利害関係者といえますか、お一人例えば選ぶとして、どの方を選んだらいいのかという点については、いろんな考え方があるということで、現在はご利用者という直接的な方を選定委員の中には入れていないということになります。この点については、総合図書館にかかわらず、ほかの施設にも当然ご利用者の方がいらっしゃいますので、これは選定委員会としての在り方という点にもなると思いますので、そういうお声もあるということで、所管課である財産管理課にもお伝えして、今後どのようにしていくかということについては、考えていければなと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 図書館の運営の4大原則といって、ランガナータンの図書館運営の中で、「図書館は成長する有機体だ」という言葉があるんです。それで今コロナを新たな選定基準の中に設けたと、これは至極当然だと思いますけれども、4年前と同じということはありませんと私は思います。つまり、これだけ世の中が変わり、社会がこれからどう変化するかも分からない中で、図書館に行政が期待するというか、社会教育の場としての図書館の在り方をもう少し、先を見据えたという言葉をよくお使いになれますが、それを見据えた目標設定というものが必要だと思いますが、お考えはいかがでしょう。

それと、あと、黒塗りの件なんですけど、私たちは、じゃ、この選定委員さんの判断に任せるしかないということなんですよね、現実的に。であるならば、選定委員さんの存在価値というか、そのご意見というものは非常に重たいものなんですよね。私たちは白紙委任をせざるを得ない今のような状況で、これは検討していただきたいと思います。本当に検討していただきたい、責任を持って私たちは税金の

使い方がこれでよしという、それをやっている議会の場で、これを白紙委任してねということはありませんと思うんですけども、根本的にそう思いますので、それは検討の価値があると思いますが、いかがでしょうか。

それと、あと、選定委員のバランスですよね。財務的なものが専門の方、あるいは管理運営が専門の方、多方面の方が8人集まって議論なされることが、一番理想的な図書館運営ができる基盤かと思いますが、行政側は教育委員会お一人でいいのかと、逆に副町長がいたりとか、総務の部長がいらっしゃるとか、ほかの部長さんがいらっしゃるというのであれば、まちづくりの施策に合致するような施策が行われる、つまり人づくりとか、いろいろつながりとか、総合計画に標榜している、そういったものも含めての指針に入ってしかるべきだと思うんですが、これを読むと、本当に一般的なものももちろん大事な要素だと思いますが、そういった面について、選定委員さんの委員構成の在り方の改善という点についていかがお考えでしょうか。

【岸本委員長】 答えられますでしょうか。

高橋課長。

【高橋教育政策課長】 まず、審査項目について、基本的には変えていないということで、その点についてのご指摘なんですけども、例えば当該施設の目的を適切に理解できているかということについては、申請書類の後ろのほうに別紙で、町の教育振興基本計画の概要なんかもおつけしているんですけども、そこには今回第2次ということで、今年から変えたものになりますから、内容が、先ほど柳下委員がおっしゃったように、現時点での情勢とか、今後どうすべきかという町の総合計画2040での考え方ですとか、寒川町の教育大綱というものもここで改定しましたので、それに基づいて改定した第2次の教育振興基本計画、それでは考え方を新たにこうしていくべきということを打ち出しております、それをきちんと理解しているのかということをお聞きしている、お聞きしている項目の表現としては前回と変わらないんですけども、それをきちんと理解しているか、新しい内容をきちんと踏まえた上での事業計画になっているのかということを見ているという形でやっておりますので、項目は変わっていないんですけどもということで捉えていただければと思います。

それから、選定委員のバランスについて先に答えさせていただきますけども、今の委員構成は、先ほど申し上げたとおり、基本的には副町長以下企画部長、総務部長、あと所管部長での教育次長ということでやっております、そのほか外部の目ということで、先ほどもお話しした4名の方、識見を有する方ということでやっております。その中では町の根本的な方針ということでいえば、企画部長がおりますし、また、いろいろな面で施設の関係もありますので、公共施設の再編等の観点ですとか、いろいろな側面ということで総務部長にもいただいております。それから、まさしく住民サービスという直接的に所管している教育次長がいるということもございますので、そういう意味ではきちんと町の政策の方向性をとらめた上で、それだけではなくて、所管している部長もいると、外部の目もあるということですので、バランスについては、この形がよろしいのではないかなと今は捉えているところでございます。

それから、最後になりますけども、見ていただいている資料は黒塗りということで、黒塗りにさせていただいている理由等については、先ほども申し上げさせていただきましたけども、選定委員会の結論

に委ねる部分が現状では大きいところがあるという点は、やはり課題だと思っておりますので、その点については、繰り返しになりますけれども、どういう改善が図られるのかについては、検討していきたいと思えます。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 3点なんですが、まず、1点目が、文書館の運営についてですね。これは継続して直営ということですよ。どういった理由で継続して直営という形になったのかというところ、2点目が、図書の選定ですね。指定管理を入れているところで図書の選定が問題になったりしているケースが他自治体であったりして、図書の選定というのは、どういったプロセスで行われるのか、ノウハウに関わる部分があって、答えられない部分はあるかもしれないんですが、答えられる範囲でお答えください。

3点目、これは聞くつもりはなかったんですけど、黒塗りの件で、理由は分かったんですよ。理由はそれでいいと思うんですよ。ただ、課題として捉えているとか、他自治体の研究をしていくというお答えをいただいた中で、5年前も同じ課題が出ていたわけですね、当然。この5年間で何らかの形で研究なりをされてきたのかどうか、その結果、先ほどお答えいただいたものであればいいのかなと思うんですが、どういった研究をされたのかお答えいただきたいと思えます。

【岸本委員長】 3点目は、もしかしたら違う課になってしまうかもしれませんが、答えられる範囲で何か答えられれば。

高橋課長。

【高橋教育政策課長】 文書館の関係は所管課にお任せするとして、残りの2点ですね。まず、図書の選定の関係でございますけれども、今ご覧いただいている事業計画書では、その部分は独自のノウハウということで、黒塗りになっているわけでございますけれども、もともと町でどういった図書を選定しているかという方針を立てております。ですので、町の方針を基に、あとはそれにのっとった形で指定管理者としての独自のノウハウですとか、やり方に基づいて選書を行っているということでございます。

これは事業者としてのノウハウになります。なかなか具体的に申し上げることができないんですけども、一般論といいますか、今やっていたらしているTRC相鉄企業体も、他の自治体での取組等、選定の方法等も、やり方としては事例として共有していると思えますので、あとは一番大事なのは、住民の方々からは、どういった分野の書籍についてどういうニーズがあるのかということは日々捉えておりますので、そういうご要望をまず第一に踏まえて、その中で総合図書館として学習の支援機能というものがおりますので、図書館として果たすべき役割というものも踏まえながら選定をさせていただいているという形になります。

それから書類の黒塗りの関係なんですけれども、この間どういう検討をしたのかということなんですけれども、他自治体における当然のことながらやり方を調べたりさせていただいております。他自治体の事例でいいますと、指定管理者候補者の応募書類については、募集要項に例えば提出いただく書類については、議会における指定管理者の指定に関する議案の資料となることから、公表するという一文を入れ

ている自治体もございます。やり方としてはそういうやり方も当然あるんですけども、先ほど申し上げたとおり、そういうやり方をした場合のリスクとしては、完全にオープンになってしまうのであれば、応募をためらってしまう、応募をためらった結果として、申請団体が1社もなかったということになってしまいますと、じゃ、現行の指定管理期間が満了した後、直営になってしまうのかとか、その場合は手が挙がらなかった場合には再公募という手続に当然なってくると思いますけども、一定の混乱といえますか、そういうものが生じてしまうといったことを踏まえて、今回については、従来どおりの黒塗りというやり方をさせていただこうと所管課としては判断したところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 高木寒川文書館長。

【高木寒川文書館長】 それでは、1点目の文書館の運営について、直営で行う理由についてということでお答え申し上げたいと思います。文書館で取り扱う資料といたしましては、大きくは、町の職員が作成してきた公文書、それから民間資料と言いまして、町民の方々が大切に取ってきたようなもの、残してきたものを将来に残していくという大きな2つの役割があるかと思うんですが、公文書につきましては、これを評価、選別して将来に残していくという極めて行政的な価値判断を伴うもの、そういった業務でありますし、そこで残してきたものを職員の業務利用として、職員のバックアップとして利用してもらうというような、そういった役割を果たしておりますので、これは、そういった行政的な価値判断を伴うものを民間の企業にお任せするということはできないということで、職員が自ら行わなければならないというような判断をしております。

それから、もう一つ、民間資料なんですけれども、町史編さんの事業がかつて行われていたものが母体になっておりまして、そこで培ったノウハウというものを集めて、そして住民の方々に利用していただくのに還元していくというような業務を行っておりますけれども、これは一朝一夕で積み上がるようなものではございませんで、5年のスパンで業者が代わってしまうおそれもあるということで、そういった部分をお任せして、もし代わってしまった場合に、そこで5年間積み上げたものをまたゼロからやり直さなければいけないとなると、不利益を被るのは利用者さんということになりますので、この部分についても直営で行っていくのが妥当であると判断して、こういった理由から、中身については直営で行い、しかし同じ建物に入っていますから、建物の管理のみ指定管理者にお願いするというのが5年前の判断でありますし、今回もそうした形をお願いしているという形でございます。

以上です。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 まず、黒塗りのところは分かりました。ちゃんと検討なり研究なりをした結果ですよね。した結果、多分毎回これは同じ議論になると思うんですけど、私は納得したので、この質問はすることはないと思いますけども、毎回同じような形になるのかなと、町の姿勢というか、対応については分かりました。それは私は納得しました、黒塗りについては。

文書館について、お答えは分かったんですけども、そうするとこの5年間やってきた中で、特に文書館についても、運営自体を指定管理に任せるといった議論というのはなかったのか、そして今のお答えだと、これから基本的にはずっと半永久的に直営でやっていくのかということ、その町のお考えをお

聞かせたいと思います。

図書の選定については、細かい部分はノウハウに関わるところだったんですが、選定した事後の検証というんですかね。それを指定管理業者に全て任せっ放しなのか、それとも町でも、ある程度こういう図書を入れたというようなことについて、検証というか、把握というか、そういったことは町でも行っているのかどうかお答えいただきたいと思います。

【岸本委員長】 山口副主幹。

【山口副主幹】 図書の購入に関しましては、毎回発注のときに教育委員会に確認書というものが回ってきてまして、こういう本を購入しますというもので、こちらが承認印を押して図書館に返しております。なので、どのような本を購入しているのかというのは把握しております。

【岸本委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 文書館の部分でございますが、今のところ高い専門性を有する職員がおりますので、町で独自で運営したほうが、よりよいサービスを住民に提供できるという判断ですので、当面はこの形でいく考えでおります。

【岸本委員長】 あと、文書館の運営について指定管理なども含めて検討したらどうか、もう一度お答えいただければと、5年の間に。

野崎部長。

【野崎総務部長】 基本的に図書館とは性格が違っていると捉えておりますので、文書館をきちっと運営するためには、今いる職員でやっていくべきという判断をして、今の形で指定管理の選定に至ったという形になります。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 僕の知識不足だったら許していただきたいんですけど、電子書籍の貸出しというのは今どうされているのか、それを教えていただけますか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 現状ではまだやっていないという状況でございます。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 というのは、もともと指定管理の募集要項の中にも入っていないから、やっていないけど、1つ、サービスとしてこういうこともできますよというような提案がなかったのかという状況、というのは、確かに高齢の方たちに対してアプローチするなら、多分いわゆる文庫本だったり、ハードカバーでいいと思うんですけど、若い人たちが特に勉強する場であったり、そういうところでもあるし、そういう人たちに活字を読みましようというのでアプローチするのは、これからの時代電子書籍だと思うんです。それこそ受験を経験した方なら分かると思いますけど、旺文社のでる順パス単でさえ今デジタルの時代なんですよ。音声もデジタルで、ダウンロードできるような時代になっている中、その時代にオリエンの時点が間違っているのかもしれないけれども、募集要項ね、オリエンというのは、それが間違っているのかもしれないんだけど、そういうところについていかないで未来があるのかなと、5年後もっとそれが進んでいる中で、これに取り組んでいないというのは、どうなのかなと思うんです

が、その見解をお聞かせください。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 今電子図書館の導入を進めている自治体もありまして、そういうことを寒川の総合図書館でもやらないのかという、そういったお問合せといたしますか、当然のことながらございます。それで、今回の指定管理者からの提案については、資料が黒塗りになっていますので、明確にお答えできないところはあるんですけども、そういうお声があるという中で町の総合図書館としてどうしていくべきか、一義的には、まず我々教育委員会としてどうするのかということがございます。その点については、今、横手委員にご指摘いただいたとおり、単に紙じゃなくて電子で手軽に利便的にできるということのほか、例えば障害をお持ちの方とか、高齢者の方とか、電子的なほうがご利用しやすいという方向けのサービスとして整えるべきという面もあると思います。ただ、実際にやっているところでは、まだまだタイトル数が少ない、電子図書館は導入しているけれども、経費等いろいろな問題で難しい面もあると私どもも認識しておりますので、当然のことながら、この点についてどうしていくべきかということは、検討していかなければならないと思っておりますけれどもという状況でございます。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 出版社も、図書館との付き合い方とか、それから電子書籍の在り方というところも出版社自体がかなり今少なくとも変わってきているなと思います。だからタイトル数が少ないのは当然ですよ、出版は出していないんだから、それ向けに。でも、必ずしもそうであるべきなのかという時代がそう遠くない未来に来る中で、それに対してはしっかりと準備を町としてしておくべきだと思います。特に教育委員会であるならば、活字を読むということに対してどういう考え方なのか、これは教育長の考え方とか、捉え方、時代の捉え方なのかかもしれないんですけども、そこのところは正直しっかりと時代を捉えて、今後の流れの部分もちゃんと考えて、もっと急速に物事が変わってくる可能性もある中で、どういうふうに電子書籍を捉えていくかというのは、研究なり検証なりをしておいていただきたいなと要望としてお伝えしておきます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 指定管理の部分については、これが指定管理ということになると、全体的なことになりますので、全体的な話になっちゃうと、これは文教にしても、総務との合同にしても、総務委員会でしっかりとやってもらったほうがいいのかと思いますので、そこまでの話はしないほうがいいのかと思っています。ただ、今回の図書館の関係でこういう形でもって、のり弁が随分多くなっているということ考えたときに、ここでもって大事なものは、選定委員会でどういう判断をされているか、それは真っ白の中で判断しているわけですから、ですから、どこまでということも、ある意味でいうと、選定委員会でもって見識者の意見を聞くということも大事ですし、それから行政と企業との戦いがここであってほしいと思うんですね。全て企業に任せて黒塗りにするんじゃないで、しっかりとした戦いをここでもってすることが行政としても大事だろうと、そういう戦いをやることで、さらに町民に対するサービスの向上につながっていくという、その観点に立った上で、ただ単に行政に全て任せるとのことじゃなくして、プラスの部分、マイナスの部分、引き算ばかりやっていくんじゃないで、足し算もする

んだということを行政と企業との話し合いをした中で、議会に提出する書類を作り上げるみたいなことも大事なことだろうと思うし、そこにきちっとした議会としての正しい判断ができてくることにもつながりますから、正しい判断ができるということは、イコール町民に対するサービスが拡大するという、こういう我々は捉え方をしますので、ですから、そういった意味では、その辺をとにかくしっかりと押さえていかなければいけない、そういったこの5年間の課題も含めて、来年4月1日からスタートするわけですけども、これから先の5年間を含めて、向こうに投げかけていくことはしっかり投げかけていくという、この戦いをやっていただかないといけないと思います。26日に本議会に提案されてから、いろんな形でのご意見が当委員会の中でも出ているように、こんなことも踏まえて、4月1日のスタートまでの段階で、これから本格的な契約になってくるだろうと思いますので、その段階で行政の思いを、また我々の思いを含めて、スタートに向かっての準備を進めてもらいたいと思います。そういう意味では、高橋担当課長もいますし、この部分だけじゃなくして、実際には今回は総務部長になっていますので、もしあれだったら総務部長に見解があれば、運営上委員長にお任せしなきゃいけない部分もあって、エラーの部分もあるかもしれませんが、見解をいただけたらなと思いますので、よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 今、関口委員が言われましたとおり、議案から外れてしまいますけれども、総務部長がいらっしゃるので、もし答えられることがあれば、お答えいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、私からお話しさせていただきたいと思います。今、関口委員さんから、我々の選定委員会の責任の部分、それから委員の皆様にも正しい判断をしてもらうためのたくさんの課題を今回もいただいた中で、今後どうしていくかについては、重く受け止めて今後やらせていただきたいと思っています。

それで、今町では、平成17年に指定管理者制度に係る基本方針というのを策定しまして、この制度の推進を図ってきたところなんですけど、途中でお話が出ましたが、平成27年3月に策定した第6次行政改革プランで、現在直営で管理している施設、それから新設の施設に対しては、原則公募による民間事業者の参入を進めることとしました。それによって、職員は職員でなければできない仕事に従事して、民間にできることは民間に任せて、我々の限りある資源を効率的に使って、いい行政サービスを住民にしていくんだというようなことで、現在に至っているということになります。

指定管理者制度については、行政の代理執行ですとか、コスト削減を前提条件に手法的に捉えられるところがあるんですけど、コスト削減の観点も当然あるんですけど、総務省さんが最初に示した制度の目的という中では、3つほどあるんですけど、1つが、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、それから施設管理における費用対効果の向上、それから管理主体の選定手続の透明化という形で目的が示されておりました。これは、サービスの向上というのが主目的で、単純なコスト削減ではなくて、費用対効果の向上を図ると解されるものであります。

こういった中で、民間のノウハウですとか、経営手法によってサービスの向上を図る、費用対効果を向上させるという観点からは、コスト面だけでなく、サービスの中身、それからサービスの提案とい

うところで複数の候補者によって競争原理が働くことが望ましい、ですけれども、今回はそうならなかったという形になっております。

この部分については、本会議でもお尋ねいただきましたけど、多くの自治体で行政側が現在厳しい財政状況になっている、それからこの制度が最初に立ち上がってきから時間がたってきたという中では、行政側がある程度がちがちの仕様でコストをある程度重視して、貸し館の業務プラス箱物を保守管理する的な仕様が強くなっているんじゃないかと、このような側面から、民間事業者さんも創意工夫にあふれた提案をすることがしづらい形で、例えば行政の要求事項に沿ってある程度安く人員を調達して、ある程度の仕様をクリアするというようなことで、結果的にサービスの向上の視点が弱くなってしまっているんじゃないかと、そういう傾向があるんじゃないかとは感じております。これは大きなこの制度の課題だと捉えているところです。

それから、この場ではないかもしれないんですけど、地域集会所などについては、この制度にそぐわないんじゃないかと、そういう視点でもご意見があったものと捉えておりますけど、確かに民間のノウハウや経営手法を生かしてとうたうという感じではないと思います。こちらについては、指定管理者制度じゃなくて管理委託制度にした場合には、施設に関する権限、それから責任は町に留保されるということになりまして、行政処分に該当する利用許可等を管理者が行うことができないという問題があります。したがって、委託の場合に、許可制度は行政側の窓口に来て行政の我々職員が出さなくちゃいけないとか、そういうデメリットがありまして、指定管理者制度にした場合には、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任するというので、利用許可が行えるというのがありまして、現在指定管理者制度の導入につながっていると考えるところであります。

いずれにいたしましても、指定管理者制度を含めまして、今後の公共施設の維持管理の部分について、社会経済情勢の変化が激しい中ですし、時代に合わせて今後どうあるべきかは、引き続き強く研究をなくちゃいけないと捉えております。

昨年度教育委員会で小・中学校の施設維持管理手法の検討というのが行われまして、皆様にもご報告があったかと思いますが、その中では包括的民間手法の提案がございました。これについては、包括的にある程度まとめて管理委託していくようなことであれば、スケールメリットでコストが下がったり、高い技術をいろんなところに使えるというようなことで、今後への示唆がされているのかなと思っております。

体育館ですとか、図書館にしても、立派な施設ですけど、今後また大規模な修繕等お金がかかるという中では、そういったものを今15万円以下は町だとかがありますけど、全部をまとめて管理運営もまとめて任すことができないのかですとか、分かりませんが、例えば今公民館と図書館は分かれていますけど、全部まとめてとか、委ねられないのかとか、いろんな可能性がありますので、そういったことを含めて、公共施設の今後の維持管理手法について、民間の力を最大限生かしていただけるようなことを含めまして、きちっと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 今回直接的な議案の回答ではございませんが、今回総務常任委員会もいることですし、この回答をいただきました。きっとこれからこのような建物だったりとか公共施設も、常任委員会

の枠を超えて、きっと審査というか、議論しなきゃならないと思っていますので、議案からずれてしまいましたが、今後このようなことがあるかもしれません、その点ご了承をお願いいたします。

さて、ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なきようであれば、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。これをもちまして、文教福祉常任委員会、そして総務常任委員会連合審査会を終了いたします。ありがとうございました。

午後0時14分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年2月22日

委員長 岸 本 優